

第 18 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和元年 7 月 26 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 欠 席
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 廣瀬 康友	8 番 欠 席
9 番 欠 席	10 番 欠 席	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真	15 番 欠 席	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	
1 推 欠 席	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 河野 恒弘
8 推 近重 邦昭	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

4 番 徳田マスエ	8 番 三明多佳志
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文
15 番 柿元 信次	1 推 前田 正典

3. 事務局出席職員 久佐事務局長 木原農地係長、佐々木主任主事

農林振興課 松本囑託

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

会 長	<p>おはようございます。ただいまから第 18 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>昨日梅雨が明けまして、非常に暑い日が続いています。皆さん方には、元気でそれぞれの立場でご活躍を願っています。</p> <p>本日の欠席は、4 番徳田委員、8 番三明委員、9 番林委員、10 番三浦委員、15 番柿元委員、1 推前田委員以上 6 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、7 番廣瀬委員以上 1 名の委員から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、11 番渡辺弘之委員、12 番渡邊弘登委員です。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について 審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、1 件、1 筆、991 m²となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 7 月 29 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和元年 8 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段から2ページ上段の4枚をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田畑です。場所は 八戸川漁業協同組合から約500m北西の戸川行政区です。</p> <p>また、譲受人が同じということで2号についても説明します。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は旭町本郷の畑です。写真は1号の写真その1の手前側になります。</p> <p>この2つの申請は、譲受人がそれぞれ贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は38a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>3号について説明します。資料3ページ5ページ、図面番号②、現況写真は2ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町今福の田です。場所は今福公民館から約3,000m東の皆合です。写真をご覧いただきましたと思いますが、わかりにくいですが、今回の売買に先立ちまして、右側の原野状態であった申請地を、譲受人が伐開をされまして、農地として利用できることとなったものです。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は42a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>4号について説明します。資料3ページ6ページ、図面番号③、現況写真は3ページ上段中段をご覧ください。申請地は田橋町の田です。場所は美川公民館西分館から約150m北東の田橋町下町内です。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は118a余りとなり、下限面積基準を満たしております。なお、この土地は、現在は、譲渡人でも譲受人でもない方が耕作をしておられますが、この契約が来年3月までであることから、所有権が変わることにより、合意解約と改めての利用権設</p>

	<p>定の届が必要となることを関係者にお伝えしているところです。</p> <p>5号について説明します。今回につきましては、関連がございますので、先に、空き家に付随する別段面積の申請が出ており、その報告をさせていただきます。資料21ページ、図面番号④、現況写真は、8ページ上段をご覧ください。対象となる家屋は、旭町木田にある物件で、場所は、元木田小学校から約250m北西の木田4行政区です。改めて3条の5号については、資料3ページ7ページ8ページ、現況写真は、3ページ下段から5ページ上段の5枚をご覧ください。申請地は旭町木田の田畑です。写真のその1ですが、農地の手前側に分筆がされていない未登記市道がありますが、準備が整えば、修正をすることを関係者に説明をさせていただきます。また、現在、耕作をしていない箇所もありますが、そうしたところも説明したうえでの、所有権移転であるとお聞きしております。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で、新規で申請地を取得するものです。</p> <p>このたびの譲受人の耕作面積は16a余りですが、農地付き空き家の下限面積面積は、1a以上となります。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上5件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号2号について、2番岡本委員もしくは田村委員お願いします。</p>
2番（岡本委員）	<p>1号2号につきましては、先般現地確認も行っております。先ほどの事務局の説明通りでございますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3号について、13番岡本委員もしくは小谷委員お願いします。</p>
13番（岡本委員）	<p>ただ今の事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>4号について、18番佐々木委員もしくは永見委員お願いします。</p>
18番（佐々木委員）	<p>事務局さんと永見推進委員さんと現地を確認しました。問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>

会 長	5号について、2番岡本委員もしくは田村委員お願いします。
2推（田村委員）	先般、事務局と岡本委員と現地を確認しております。ただ今、事務局説明のとおりで、問題なしと判断しておりますので、よろしく申し上げます。
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。資料9ページ10ページ、図面番号⑤、現況写真は、5ページ中段をご覧ください。申請地は、西村町の田です。場所は、JR周布駅から約1,200m南西の大谷町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第2種農地に該当します。11ページの顛末書に記載のとおり、先代が住宅を建築し、それを相続されたという案件でございます。</p> <p>2号について説明します。資料9ページ12ページ、図面番号⑥、現況写真は、5ページ下段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、浜田東中学校から約670m東の伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内、第1種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。周辺は、宅地化が進行中で、今回の案件も、集合住宅を建築する申請で、周辺に農地はありますが、対策も考慮することとなっております。</p>

	農地法第4条申請については、2件です。
会 長	ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号については、私の担当地区です。
1番（原田会長）	先般事務局と一緒に行きました。この●●さんにつきましては、父親が相続して知らずに作ってしまったということでございまして、現在ここは他人が入っておられまして、●●さんそのものは●●●におられて、すでに家を建てておられるような案件です。始末書もついている案件でございしますが、致し方ないように判断しましたのでよろしく願いいたします。
会 長	2号について、8番河野委員お願いします。
8推（河野委員）	先般、事務局さんと三明委員さんと現地を確認しましたけども、問題はないと思われまますのでよろしく願いいたします。
会 長	以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。
会 長	では採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

	<p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の方が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。資料 13 ページ 14 ページ、図面番号⑦、現況写真は、6 ページ上段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は、国府小学校から約 130m 南の 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区内の第 2 種住居地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請は、住宅建築の計画で、排水は下水道を利用するもので、農地に大きな影響はないものと思われます。</p> <p>2 号について説明します。資料 13 ページ 15 ページ、図面番号⑧、現況写真は、6 ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は、岡見小学校から約 300m 南東の中山西です。</p> <p>また、譲受人が同じということで 3 号についても説明します。この申請地は、三隅町岡見の田です。</p> <p>この 2 つの申請地は、農用地区域外、都市計画区内の用途指定なしで、第 1 種農地に該当します。写真をご覧くださいと、今回申請地の向こう側に建物がありますが、申請者は、その底地の所有者で、今回の申請は、事務所建設と駐車場用地の計画で、今回の用地の手前側に、山陰道（仮称）岡見 I C への接続道路として、国土交通省名義の土地となっており、周辺には農地がない状況であります。</p> <p>続きまして、事業計画変更 1 号及び変更後の 5 条 4 号について、説明させていただきます。資料 13 ページ 16 ページ、図面番号⑨、現況写真は、6 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の畑です。場所は三保公民館から約 700m 南の古市場中組です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内用途指定なしの地域で、第 2 種農地に該当します。この土地は平成 10 年当時、植林目的に転用の届がされましたが、17 ページの顛末書に記載があるように、今回の 2 筆は、初期の目的とは違った利用をしてしまったという案件です。なお、当時 3 筆の申請が提出され、その申請によりますと、写真に写っております車庫の山側を植林されたものです。</p> <p>農地法第 5 条申請については、4 件、事業変更が 1 件です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、第 5 条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、8 番河野委員お願いします。</p>
<p>8 推（河野委員）</p>	<p>先般、事務局と三明委員と現地視察を行いました。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>2 号 3 号 4 号、事業変更 1 号について、11 番渡辺委員もしくは、岡田委員お願いします。</p>

11 番 (渡辺委員)	<p>2号3号は、説明がありましたように火電関係の仕事をされている方で、建て増しという形になると思います。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>4号につきましては、顛末書が付いていますように、やむを得ないかなと思っています。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p>
会 長	<p>ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第5条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号の資料は18ページ19ページ、図面番号⑩、現況写真は、7ページ上段をご覧ください。申請地は、旭町都川の田です。場所は都川公民館から約1,800m東の都川2行政区です。当該申請地は、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現状は、山林の状態となっております。今回治山事業の計画がある案件です。</p> <p>2号の資料は18ページ20ページ、図面番号⑪、現況写真は、7ページ中段下段をご覧ください。申請地は、西村町の田畑です。場所はJR周布駅から約1,450m南の大谷町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄となり、原野・山林化している状況です。その1の写真をご</p>

	<p>覧いただくと、この土地はもともと1枚の田でしたが、昭和58年の災害後、河川改修を行い、真ん中に見える部分が河川となり、その後耕作がされていない状況です。その2の写真の中央の鉄塔の周辺のあった農地が耕作放棄となったという案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>1号について、14番青葉委員もしくは岡本委員をお願いします。</p>
14番（青葉委員）	<p>先般、現地の方に岡本委員さんと事務局さんとで視察をしました。問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>2号については、私の担当地区です。</p>
1番（原田会長）	<p>先般現場に行き、写真のように歩いていくのが大変なようなところです。その2についても、鉄塔が見えますが、だいぶ前より山畑となっており荒れており木も繁茂している状態です。こういうことで耕作放棄となっており、やむを得ないと判断したところです。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。</p>

それでは農地付き空き家の別段面積の指定について報告します。

今月の2か所の農地について地権者より申請があり、担当農業委員・推進委員の確認の元「空き家に付随する農地」に該当すると判断しました。

1号については、3条5号で説明をさせていただきました、旭町木田の物件です。資料21ページ、家屋の現況写真は、8ページ上段をご覧ください。

2号については、資料21ページ、図面番号⑦、現況写真は、8ページ中段をご覧ください。対象となる家屋は、下府町1町内にある物件で、場所は国府小学校から約100m南東です。農地は家屋の前の1筆で、3条申請については、来月提出される予定と伺っております。

続いて認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料22ページ23ページ、図面番号⑫、現況写真は8ページ下段をご覧ください。届出地は、金城町小国の田です。場所は、小国公民館から約2,500m南東の深笹上になります。この届出は、令和元年10月18日頃から11月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。

2号は、資料22ページ24ページ、図面番号⑬、現況写真は9ページ上段をご覧ください。届出地は、旭町今市の田です。場所は、旭支所から約1,750m南の草ノ谷行政区です。この届出は、令和元年9月30日頃から10月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するという計画です。

3号は、資料22ページ25ページ、図面番号⑭、現況写真は9ページ中段をご覧ください。届出地は、旭町都川の田です。場所は、都川公民館から約3,000m南西の都川5行政区です。この届出は令和元年8月22日頃から9月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するという計画です。

4号は、資料22ページ26ページ、図面番号⑮、現況写真は9ページ下段をご覧ください。届出地は、旭町都川の田です。場所は、都川公民館から約5,000m南西の都川5行政区です。この届出は令和元年10月4日頃から11月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するという計画です。

5号は、資料22ページ27ページ、図面番号⑯、現況写真は10ページ上段をご覧ください。届出地は、弥栄町栃木の田です。場所は、小坂集会所から約2,100m北西の山賀地区です。この届出は令和元年10月28日頃から11月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するという計画です。

6号は、資料22ページ28ページ、図面番号⑰、現況写真は10ページ中段をご覧ください。届出地は、弥栄町木都賀の畑です。場所は、杵束公民館から約450m西の仲三地区です。この届出は令和元年10月4日頃から11月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するという計画です。

7号は、資料22ページ29ページ、図面番号⑱、現況写真は10ページ下段をご覧ください。届出地は、旭町来尾の田です。場所は、都川公民館から約4,000m南東です。この届出は令和2年1月10日頃から6月末

	を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するという計画です。 以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では報告を終わります。 以上を持ちまして、第 18 回総会を終了します。

終了 午前10時30分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員